

秋田市木造住宅耐震改修等補助事業実施要綱

〔平成26年9月24日〕
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による木造住宅の倒壊等の災害を未然に防止し、市民の安全を確保するため、秋田市耐震改修促進計画に基づいて行う木造住宅の耐震改修設計および耐震改修工事に要する費用に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法により、木造住宅の地震に対する安全性を診断し、評価することをいう。
- (2) 耐震診断士 秋田県木造住宅耐震診断技術者登録制度要綱（平成29年3月10日知事決裁）に基づき、秋田県知事が秋田県木造住宅耐震診断技術者として登録した者、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項各号に定める者その他市長が同等の技術を持つ者として認める者をいう。
- (3) 建築士事務所 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づき登録を受けた建築士事務所をいう。
- (4) 耐震改修設計 耐震診断の結果に基づき、耐震改修工事を行うための設計で、改修後の計画を第1号の一般診断法で評価し、耐震改修工事の実施に必要な設計図等を作成することをいう。
- (5) 耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の木造住宅を1.0以上になるよう補強し、地震に対して安全な構造とするための改修工事をいう。

(6) 木造戸建住宅 木造一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるものであって、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）をいう。

（対象住宅）

第3条 木造住宅耐震改修等補助事業（以下「補助事業」という。）の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 秋田市内に存すること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建住宅であること。
- (3) 耐震改修工事を過去に行っていないこと。

（補助の要件）

第4条 補助金の交付を受けることができる対象住宅の所有者（実質的に所有していると認められる場合等を含む。以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の対象住宅を所有していること。
- (2) 耐震診断士の所属する建築士事務所と対象住宅の耐震改修設計の実施に係る契約を締結する者であること（耐震改修設計を補助金の対象とする場合に限る。）。
- (3) 耐震改修工事を実施する者であること。
- (4) 対象住宅を所有（共有を含む。）する個人であること。
- (5) 補助金の交付を過去に受けたことがないこと。
- (6) 本市の市税を滞納していないこと。
- (7) 原則として交付申請書の提出日の属する年度の3月20日までに完了するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特にやむを得ない事情があると認めるときは、当該所有者等を補助対象者とすることができる。

（補助の範囲）

第5条 市長は、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。ただし、合算した額が50万円を超えるときは、50万円とする。

(1) 耐震改修設計に要する費用に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(2) 耐震改修工事（建替工事を除く。）に要する費用に23%を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

（事前の相談）

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けて耐震改修設計又は耐震改修工事を行おうとするときは、耐震診断士が行った耐震診断結果又はそれに代わる書類を添えて市長に相談（以下「事前相談」という。）しなければならない。

2 市長は、前項の事前相談があった場合は、その内容を審査し、この事業の目的に合致することを確認する。

（補助事業の承認の申請）

第8条 補助事業の承認を受けようとする補助対象者は、補助事業承認申請書に別に定める書類を添えて市長に補助事業の承認の申請をしなければならない。

（補助事業の承認）

第9条 市長は、前条の規定により補助事業の承認の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、承認又は不承認を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助事業の承認の決定をしたときは、補助事業承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助事業の不承認の決定をしたときは、補助事業不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

（耐震改修設計に係る補助事業の着手）

第10条 第8条の申請をした補助対象者は、第9条第2項の規定による通知を受ける前に、耐震改修設計の実施に係る契約を締結してはならない。（既に耐震改修設計を終えている場合であって、かつ、耐震改修設計を補助の対象としない場合を除く。）

(補助事業の承認の条件)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の事業の承認をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(補助事業の承認の申請の取下げ)

第12条 第9条第2項の規定による通知を受けた者（以下「事業承認対象者」という。）は、事情により補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業承認申請取下届を市長に提出しなければならない。

2 補助事業承認申請取下届の提出があったときは、市長は、当該補助事業の承認の決定を取り消すものとする。

(耐震改修設計に係る補助事業の内容の変更)

第13条 事業承認対象者は、事情により補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに補助事業承認変更申請書により市長に申請しなければならない。

2 第9条および前2条の規定は、前項の場合に準用する。

(耐震改修設計に係る補助事業の遂行)

第14条 事業承認対象者は、補助事業の承認の決定の内容およびこれに付した条件その他市長の指示に従い、適切に補助事業を行わなければならない。

(補助金の交付申請)

第15条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、第9条第2項による通知を受けた後、補助金交付申請書に耐震改修設計（耐震診断士が作成したものに限る。）の成果品その他別に定める書類を添えて、市長に補助金の交付の申請をしなければならない。

(補助金の交付の決定)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付又は不交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは補助金不交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(耐震改修工事に係る補助事業の着手)

第17条 第15条の申請をした補助対象者は、前条第2項の規定による通知を受ける前に、耐震改修工事の実施に係る契約を締結してはならない。

(補助金の交付の条件)

第18条 市長は、第16条の規定により補助金の交付の決定をするときは、次の条件を付するものとする。

(1) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないこと。

(2) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(3) 前2号に規定するもののほか、市長が必要と認める事項

(補助金の交付申請の取下げ)

第19条 第16条第2項の規定による通知を受けた者(以下「補助事業対象者」という。)は、事情により補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに補助金交付申請取下届を市長に提出しなければならない。

2 補助金交付申請取下届の提出があったときは、市長は、当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(補助事業の内容の変更)

第20条 補助事業対象者は、事情により補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに補助金交付変更申請書により市長に申請しなければならない。

2 第16条および前2条の規定は、前項の場合に準用する。

(補助事業の遂行)

第21条 補助事業対象者は、補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件その他指示に従い、適切に補助事業を行わなければならない。

(中間検査)

第22条 市長は、必要と認める場合においては工程を指定し、中間検査を実施することができる。

2 市長は、当該耐震改修工事が適切に行われていないと認める場合は、補助事業対象者に指導を行うものとする。この場合において、補助事業対象者が指導に従わない場合は、補助金交付決定を取り消すことができる。

(完了報告)

第23条 補助事業対象者は、補助事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書に別に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第24条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて確認を行い、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書により当該補助事業対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第25条 前条の規定による通知を受けた補助事業対象者は、請求書を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第26条 市長は、前条の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第27条 市長は、補助事業対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り又は不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助の目的以外の目的に使用したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書により補助事業対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第28条 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第29条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年9月24日から施行する。

(秋田市木造住宅耐震改修補助事業実施要綱の廃止)

2 秋田市耐震改修補助事業実施要綱(平成20年7月30日市長決裁)は、廃止する。

(秋田市木造住宅耐震改修計画補助事業実施要綱の廃止)

3 秋田市耐震改修計画補助事業実施要綱(平成23年6月29日市長決裁)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市木造住宅耐震改修等補助事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和6年5月1日から施行する。